資料１

福増クリーンセンター一般廃棄物処理施設更新事業に係る環境影響評価手続の状況

１　根　拠

千葉県環境影響評価条例（平成１０年６月１９日　条例第２６号）

２　事業概要

（１）事業者の名称：市原市
（２）対象事業の種類の細分：廃棄物焼却等施設の新設
（３）対象事業実施区域の位置：市原市福増１２４番地２
（４）対象事業の規模：３４４ｔ/日

３　環境影響を受ける範囲であると認められる地域

市原市、長柄町

４　事業計画概要書

送付：　令和６年　７月　４日（木）
公告：　令和６年　８月　２日（金）
縦覧：　令和６年　８月　２日（金）～９月　５日（木）まで

５　環境影響評価方法書

送付：　令和６年　８月　８日（木）
公告：　令和６年　９月　６日（金）
縦覧：　令和６年　９月　６日（金）～令和６年１０月７日（月）
方法書説明会　　：　令和６年　９月１４日（土）
　　令和６年　９月１７日（火）
住民等意見提出期限　：　令和６年１０月２２日（火）
市長意見提出期限　　：　令和６年１０月１０日（木）
知事意見提出期限　　：　令和７年　１月２０日（月）

６　千葉県環境影響評価委員会に係る審議（方法書）

（１）諮問　　：　令和６年　８月２０日（火）
（２）審議・現地調査　：　令和６年　９月２０日（金）
（３）審議　　：　令和６年１１月１５日（金）（予定）
（４）答申案審議　　：　令和６年１２月２０日（金）（予定）